

# 八丈町農業委員会

## 第10回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年1月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年1月25日(火) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、  
事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第10回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。  
次に会長活動報告ですが、会長に代わって私の方から報告いたします。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。  
令和4年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 2,348㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●、●●●●

譲渡人はどちらの方も自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

つづいて、番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 2,490㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在会社員であります。農地については、ロベレニーが植えられており、農地取得後、奥様と一緒に農業を営む計画とのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2の●●●●さんについては、現在農業を行っております。農地は遊休地化していますが、農地取得後整備し野菜・イモ類の栽培を行うとのことです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 現地を確認しきれいにロベが植えられており、引き続きロベ栽培に取り組むとのことで問題ないかと思われま。よろしくお。願。い。し。ま。す。

議長 続いて、番号1農地について、10番農業委員お願いします。

農委10番 事務局、推進委員とともに現地を確認しました。夫婦で協力して農業を行うとの事で問題ないと思われま。す。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

議長 続いて、番号2農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 事務局と農業委員と現地を確認したところ、竹と大きくなってしまったロベで遊休化している状態ではありますが、開墾すれば問題ないと思われま。す。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

議長 続いて、番号2農地について、2番農業委員お願いします。

農委2番 譲渡人と譲受人はいとこ関係にあたります。譲渡人は島外におり帰ってくる見込みもない状況です。農地は推進委員からも説明があったように現在荒れてはおりますが、開墾すれば問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、面積 2038㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年間40,000円となります。

続いて番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積 2,099㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積 922㎡、2筆合計で3,021㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 オクラ、期間 10年間、賃借料は年間50,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご

覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については、認定新規就農者ですので問題ありません。農地については、ロベレニーがすでに植わっており、引き続き栽培する計画となっています。

番号2の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については、認定新規就農者ですので、問題ありません。農地については整備を行い、今後はオクラを栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、5番推進委員をお願いします。

推委5番 委員さんと事務局と現地を確認しました。ロベもきれいに植えられており、継続して栽培していくとのことで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、6番農業委員をお願いします。

農委6番 番号1農地は元々譲渡人のご家族の方がロベを切っていましたが亡くなり、誰か切る人がいないかを探していたところ、譲受人の●●●●さんが見つかりました。●●●●さんは、ロベ切で今後を担っていく若手ですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、2番推進委員をお願いします。

推委2番 農業委員、事務局と現地を確認したところ、きれいに整地されており、作物を栽培する準備がされておりました。問題はないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番農業委員をお願いします。

農委4番 2番推進委員が話したとおり、農地はきれいに整地されております。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人の●●●●さんは期待の若手農業者ですので、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
令和4年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、  
農振区分 農振内、面積 3,923㎡  
つづいて番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、  
農振区分 農振外、面積 701㎡  
つづいて番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 山林、  
農振区分 農振内、面積 3,789㎡  
つづいて番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、  
農振区分 農用内、面積 464㎡  
つづいて番号1⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、  
農振区分 農振内、面積 685㎡  
つづいて番号1⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 山林、  
農振区分 農振内、面積 13,834㎡  
つづいて番号1⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 山林、  
農振区分 農振内、面積 7,245㎡  
つづいて番号1⑧ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 山林、  
農振区分 農振内、面積 62㎡、8筆合計 30,703㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉植物、売買価格 2,000,000円、移転の時期 令和4年2月1日、

支払方法 口座振込、支払期限 令和4年1月31日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地について①農地は、利用権を結び、鉢物置き場として利用していました。農地取得後も引き続き利用していく計画となっています。②農地は、農地取得後、観葉植物を栽培していく計画で、③④農地は取得後、鉢物置き場として利用していく計画となっています。

⑤農地は、整備後、観葉植物を育てる計画となっております。⑥農地は、これまで利用権が結ばれており、観葉植物の原木を育てていました。今回取得する⑦⑧農地と合わせ一体的に整備を行い、観葉植物を栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、各委員方にご意見及び審議いただく前に、本件関係者となる農業委員がおりますので、退出をお願いします。

～関係委員退出～

それでは、番号1農地について、2番推進委員をお願いします。

推委2番 事務局からの説明どおり、問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、10番農業委員をお願いします。

農委10番 推進委員と事務局と一緒にすべての場所を確認しました。事務局からの説明どおりで問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。

事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いいたします。

～退出委員入室し、自席へ着席～